

# 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 補助金交付要綱

制 定 令和元年7月23日 健障企第1168号（局長決裁）

最近改正 令和5年3月1日 健こ第2283号（局長決裁）

## （目的）

- 第1条 この要綱は、アルコール関連問題、薬物依存症及びギャンブル等依存症を抱える依存症者等が、健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動に対して支援する、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この補助金は、厚生労働省の地域生活支援促進事業実施要綱の「アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業実施要領」、「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業実施要領」、「ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業実施要領」に基づくものであり、年度ごとに、公募、選考を行うものとする。
- 3 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによるほか、補助金規則の定めるところによる。

### （1）アルコール関連問題

アルコール健康障害（アルコール依存症その他の多量飲酒、未成年の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害）及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。

### （2）薬物依存症

覚せい剤、有機溶剤又は大麻などの薬物の乱用により、中毒を引き起こし、依存が形成され、意志だけでは薬物使用を止めることができないことをいう。

### （3）ギャンブル等依存症

ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。アルコールや薬物の「物質の使用」に関して、「やめたくても、やめられない」状態を医学的定義では依存症と呼ぶが、ここでは「ギャンブル等」の「行為」に関するそのような状態も含めて「依存症」と表記する。

### （4）依存症関連問題

上記3つの依存症等の心身の健康障害やこれに関連して生ずる社会問題をいう。

### （5）依存症者等

依存症患者、依存症関連問題を有する者、依存症が疑われる者、依存症になるリスクを有する者及びその家族等をいう。

## （補助対象団体）

第3条 補助金の交付の対象は、活動拠点（団体の活動を行うエリア）が横浜市内にあり、横浜市域の依存症関連問題の改善に取り組む民間団体とする。

- 2 民間団体とは、横浜市の地域福祉推進、障害福祉推進のために事業を行う活動団体であり、法人格を有するかを問わず、依存症者等により構成される自助グループも含む。ただし、単一家族で構成される団体や、新規参加者の受入れをしていない団体は対象外とする。

3 代表者は会計責任者と重複しないこと。また、代表者は、必ず団体のメンバーであること。申請から当該年度補助金交付に係るすべての手続きが完了するまでの期間中に、補助対象団体及び交付団体の代表者または会計責任者を交替した場合、すみやかに市長に届け出なければならない。

4 団体構成員が5名以上いること。

5 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）である団体。
- (2) 団体の代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

（対象団体の確認）

第4条 市長は、第3条の補助対象団体から申請があった場合、必要に応じ該当補助対象団体が第3条第5項第1号から2号に該当するか否かを神奈川県警本部長に対して確認を行うことができる。

（補助対象活動）

第5条 補助対象団体が行う活動で、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。なお、一団体が複数の活動を申請することもできる。

- (1) ミーティング活動  
依存症者等が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動。
- (2) 普及啓発活動  
依存症関連問題に関する普及啓発活動。
- (3) 相談活動  
依存症関連問題の相談対応活動。
- (4) 団体相談支援活動  
他の団体の依存症関連問題に関する相談を受ける活動。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象外とする。

- (1) 国、都道府県及び市町村から当該事業に係る経費等の全部又は一部の補助等を受けているもの
- (2) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 特定の政党その他の政治的団体及び公の選挙の立候補者等を支持する目的での勧誘運動等を目的としたものの
- (4) 特定の宗教の教義を広めること及び特定の宗教への勧誘を目的としたもの
- (5) 公序良俗に反するもの

（補助対象経費）

第6条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象活動に関わる経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 賃金（手当や賞与、雇用主負担の社会保険料は含まれない）
- (2) 謝金
- (3) 旅費
- (4) 需用費
- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料

- (8) 備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）
- (9) その他、市長が必要と認めた経費
- 2 団体の運営にかかる経費、親睦会的な飲食費、他団体への会費や寄付などは対象外とする。
- 3 第 6 条第 1 項第 8 号に定める備品購入費の対象は、本市物品規則第 8 条第 1 項に規定されているもので、申請事業の活動のみとし、団体運営に使用してはならない。また、備品購入については、申請事業の継続性を加味し、交付を決定するものとする。
- 4 前項により補助金の交付を受けた団体は、備品購入費により取得した物品については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省第 15 条）に定める期間（ただし、10 年を超える場合は 10 年とする）、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的以外に使用し、廃棄し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。また、同期間中、特別な事情がない限り、同じ性質を備えた物品等の購入申請は認めないものとする。

#### （補助率及び補助限度額）

- 第 7 条 補助率は、補助対象経費の 2 分の 1（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）とし、かつ、一申請事業に交付する補助上限額は、活動ごとに別表 1 に定める。
- 2 補助金は予算の範囲内かつ補助上限額内で交付するものとし、申請事業終了時において、申請事業実施に係る補助金額を含めた総収入額が総支出額を上回る場合は、前項の規定に関わらず当該総収入額から総支出額を差し引いた額を、当該補助金から減ずるものとする。
- 3 交付額は、第 9 条に定める審査委員会において決定された金額とする。
- 4 交付決定を受けた後、同一補助対象活動において、補助金の額を増額することはできない。

#### （申請手続）

- 第 8 条 この補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業交付申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に、次の各号に定める書類を添えて市長の定める日までに市長に提出するものとする。
- (1) 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業実施計画書（第 2 号様式）
  - (2) 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業収支予算書（第 3 号－ 1 様式）
  - (3) 団体構成・役員名簿（第 4 号様式）
  - (4) 団体規約・会則その他これらに類する書類
  - (5) 団体の前年度活動報告書
  - (6) 団体の前年度収支決算書
  - (7) 当該事業年度の団体事業計画書
  - (8) 当該事業年度の団体収支予算書
  - (9) 補助金等の交付の申請時における補助金交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
  - (10) 備品購入にかかる届出書（第 3 号－ 2 様式）  
（※備品購入費を申請する場合のみ）
- 2 前項の申請時点で、当該補助金に係る消費税に係る仕入控除税額が明らかである場合は、当該補助金に係る消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。
- 3 前項の当該補助金に係る消費税に係る仕入控除税額とは、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計

額に補助対象経費に占める補助金の割合（ここでは2分の1）を乗じて得た金額をいう。

- 4 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に規定するものは、第1項第1号及び第2号に定める書類に記載するものとする。
- 5 補助金規則第5条第2項第5号の規定により、市長が必要と認める書類は、第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第10号に定める書類とする。
- 6 第1項の規定の手続きによることができない理由がある場合は、あらかじめ市長の承認を得て、その定めによるものとする。

#### （審査）

- 第9条 前条の申請があったときは、補助金交付の対象として適するかどうかの審査を審査委員会で行うものとする。
- 2 審査委員会は、別表2に掲げるものをもって構成する。
  - 3 審査委員会で審査する項目は別表3に定めるとおりとする。
  - 4 審査委員会は、前項の審査にあたって必要な場合には、申請者に対して前条第1項各号に掲げる書類の内容について照会し又は当該書類以外の資料の提出を求めることができる。
  - 5 審査委員会は、補助対象活動に対し、予算の範囲内で、適切な補助金額を決定する。

#### （交付決定）

- 第10条 市長は、審査委員会の審査結果に基づき、補助金を交付する決定又は交付しない決定をした場合には、申請者に対して、当該決定の内容について横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業交付・不交付決定通知書（第5号様式）（以下「決定通知書」という。）により通知する。

#### （交付の条件）

- 第11条 本補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付される。
- （1）申請事業を変更する場合、活動種別、活動対象、申請事業名、事業目的を変更することはできない。
  - （2）申請事業を中止し、又は廃止する場合には、すみやかに市長の承認を受けなければならない。
  - （3）申請事業が予定の期間内に完了しない場合又は申請事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
  - （4）補助金の交付を受けた団体は、収支計算簿を作成し、補助金の使途について明らかにしなければならない。
  - （5）補助金と申請事業に係る予算及び決算関係書類については申請事業完了後5年間保管しなければならない。

#### （申請の取下げの期日）

- 第12条 市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、団体が決定通知書の交付を受けた翌日から起算して10日目の日とする。

#### （交付決定の取消し等）

- 第13条 次の各号に定める場合は、市長は補助金交付の決定を取り消すことができる。その場合、すでに補助金を交付している場合は、その全部または一部を返還させることとする。
- （1）補助金を申請事業以外の目的に使用したとき。
  - （2）虚偽又は不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
  - （3）申請事業を中止又は廃止したとき。
  - （4）第14条に規定する書類を提出しないとき。

(5) 報告により申請事業内容が適正でない認められたとき。

(6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、必要と認めるときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることができる。

(実績報告)

第14条 第10条の補助金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業実績報告書（第6号様式）を用いて、市長へ事業実績を報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号の書類を添付しなければならない。

(1) 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業収支決算書（第7号様式）

(2) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し

(3) 備品台帳の写し（※備品購入費を申請する場合のみ）

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が補助金実績報告への添付を省略することができる書類は、同規則第14条第1項第3号、第4号及び第5号とする。

4 第1項に定める実績報告書は、申請事業完了の日から30日以内又は翌年度4月5日までのいずれか早い時期までに提出しなければならない。なお、4月5日が閉庁日の場合、翌開庁日までの提出とする。

(補助金額の確定通知)

第15条 市長は第14条の規定による報告を受けた場合、提出された書類から交付決定の内容及び付した条件に適合するか審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業確定通知書（第8号様式）（以下「確定通知書」という。）により交付決定団体に通知する。

(補助金の交付)

第16条 交付決定団体は、確定通知書の写しを添えて、市長に横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業請求書（第9号様式）（以下「請求書」という。）を提出し、請求するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第17条 交付決定団体が、消費税の申告を行い、第15条の規定に基づく補助金額の確定後に、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により速やかに（遅くとも補助対象事業実施年度の翌々年度5月31日までに）市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告に補助金返還相当額があった場合は、当該補助金返還相当額を市に返還させる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月23日から施行する。

附 則

この要綱（健障企第2442号）は、令和元年12月13日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月30日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表1 補助上限額（第7条第1項）

補助対象活動	補助上限額
ミーティング活動	20万円
普及啓発活動	20万円
相談活動	80万円
団体相談支援活動	20万円

別表2 審査委員会（第9条第2項）

<p>1 審査委員会は次の委員をもって構成する。</p> <p>企画課長 障害施策推進課長 精神保健福祉課長 障害施設サービス課長 障害自立支援課長</p> <p>2 審査委員会に委員長を置く。委員長は障害施策推進課長とする。</p> <p>3 委員長に事故等があり、欠けたときには、精神保健福祉課長を除く委員の中から職務の代理人を選定する。</p> <p>4 審査委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。</p>
---

別表3 審査項目（第9条第3項）

審査項目	審査視点
団体適正	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業実施に必要な組織規模を有するか</li> <li>申請事業実施に必要な経験を有するか</li> </ul>
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業は補助金の目的の達成に効果的か</li> <li>申請事業によって得られる効果を把握・評価できる見込みがあるか</li> <li>申請事業によって十分な効果や成果を得られる見込みがあるか</li> <li>申請事業は特定の個人や団体の受益に偏らず、公平性に配慮されているか</li> </ul>
企画実施能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算の見積もりは適正か</li> <li>対象者や規模の見積もりは現実的か</li> <li>計画は現実的で、計画通りに実現することができるか</li> <li>経費等の適正な執行及び報告ができるか</li> <li>継続して申請事業を実施することができるか（備品購入費が含まれる場合）</li> <li>過去に補助金の交付を受け実施した結果を踏まえた企画となっているか。</li> </ul>
独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請事業の内容は、民間団体ならではの視点が盛り込まれているか</li> <li>実施方法等に工夫があり、利用者等の利便性を考慮しているか</li> </ul>

## 年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 交付申請書

横浜市 市長

年 月 日

住所 (法人にあつては事務所の所在地)	郵便番号		—	
団体名				
氏名 (法人にあつては代表者氏名)	(ふりがな)			
職位				
連絡責任者 氏名	(ふりがな)			電話番号
メールアドレス1			担当者	
メールアドレス2			担当者	

横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあつては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金交付要綱を遵守します。

## 1 申請事業名

	年度から

活動の対象 (主な対象を1つ番号を記入)		(1)アルコール (2)薬物 (3)ギャンブル等
活動種別 (1つ番号を選択)		(1)ミーティング活動 (2)普及啓発活動 (3)相談活動 (4)団体相談支援活動

注) 複数の活動対象・種別を予定している場合は、対象・種別ごとに申請して下さい。

3事業以上申請する場合は別紙で一覧を添付すること。

## 2 補助金申請額

--

円

## 3 添付資料

- (1) 実施計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号-1様式）
- (3) 団体構成・役員等名簿（第4号様式）
- (4) 団体規約・会則その他これらに類する書類
- (5) 団体の前年度活動報告書
- (6) 団体の前年度収支決算書
- (7) 当該事業年度の団体事業計画書
- (8) 当該事業年度の団体収支予算書
- (9) 補助金等の交付の申請時における補助金交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (10) 備品購入にかかる届出書（第3号-2様式）※備品購入費を申請する場合のみ
  - ※（5）～（9）については、特に様式はありませんので、既存のものでかまいません。
  - ※2事業以上申請の場合、（3）～（9）については、1事業目のみに添付でかまいません。



年度

横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 実施計画書

団体名

## 1 申請事業名

--

## 2 事業目的

--

## 3 事業内容

対象	
運営体制	
内容	
実施場所	
日程	
周知方法	

## 4 事業スケジュール

月 日	スケジュール

5 当該事業に係る他補助金等の有無（チェック）

国、都道府県又は市町村から当該事業に係る経費等の全部又は一部の補助等は受けていません。

6 これまでの実績、アピールポイント

--

年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

【申請事業名】

--

【収入の部】(当該補助金を除く)

科目	金額	備考(内訳)
補助金・基金 参加費 寄付金 その他( )		
収入合計(A)		

【支出の部】

経費	経費区分	支出予定額	積算内訳			備考	
			支出内容	単価	単位		
補助対象				円			
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
					円		
		小計(B)					

補助対象外			円	
			円	
	小計		円	
	支出合計			

補助申請対象金額 (B) ÷ 2 (千円未満切り捨て)	(C)	円
-----------------------------------	-----	---

補助上限額 別表 (第7条)	(D)	円
----------------------	-----	---

別表(第7条)補助上限額

補助対象活動	補助上限額
ミーティング活動	200,000円
普及啓発活動	200,000円
相談活動	800,000円
団体相談支援活動	200,000円

(C)(D)のうち 金額の小さい方	補助金申請額 (E) (千円未満切り捨て)	円
----------------------	--------------------------	---

※備品購入費を申請する場合のみ、申請事業1事業につき1部提出してください。

年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業  
備品購入にかかる届出書

横浜市 市長

年 月 日

住所 (法人にあっては事務所の所在地)	郵便番号	—		
団体名				
氏名 (法人にあっては代表者職・氏名)	(ふりがな)			
職位				
連絡責任者 氏名	(ふりがな)			電話番号

横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業に取り組みたいので次のとおり申請します。

## 1 申請事業名

--

## 2 申請購入備品

備品名 ※2	購入理由	【横浜市記入欄】※3 減価償却資産の耐用年数

※2 申請備品名は、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業収支予算書「第3号-1様式(第8条)」と同様の名称を記載。

※3 減価償却資産の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省第15条制定、令和2年財務省令第56号改正)に定める別表第1「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」(以下、耐用年数表)を参照。

## 3 申請にあたり、次の事項に同意します。(チェック)

- 市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的以外に使用し、廃棄し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供しません。
- 同期間中、特別な事情がない限り、同じ性質を備えた備品の購入申請はしません。
- 申請した備品の購入後、すみやかに備品に「備品購入シール」を貼付し、備品台帳に記載します。  
備品購入シール(「横浜市依存症民間団体補助金 ○年○月○日購入」と記載したもの)を貼付し、貼付した写真をすみやかに市長に提出します。

## 団体構成・役員等名簿

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

1. 会員数 \_\_\_\_\_ 名（提出時現在）

前年度会員数 \_\_\_\_\_ 名

2. 設立年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

3. 代表者及び役員名簿

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所

(チェック)

- 上記代表者及び役員の中に、暴力団員（横浜市暴力団排除条例第8条）に該当する者は含まれません。
- 横浜市暴力団排除条例第8条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。
- 添付する役員等氏名一覧表に記載された全ての役員等に同趣旨を説明し、同意を得ています。

※当該補助金に関する事務以外に、この個人情報を使用しません。

第 号  
年 月 日

年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 交付・不交付決定通知書

様 横浜市長 印

年 月 日に交付申請のありました横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業について、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業交付要綱に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

1 申請事業名

[Redacted area]

2 決定の内容

3 補助金交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

4 補助金交付時期 請求書を受領後、支払います。

5 交付の条件

- (1) この補助金は、承認された横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業に使用し、他の目的に流用しないでください。目的外に使用した場合は、この補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金全部若しくは一部の返還を求めることがあります。
- (2) 申請事業に係る収入及び支出を明らかにできる帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管し、当該補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。
- (3) 申請事業に係る実績報告書を申請事業完了の日から30日以内又は翌年度4月5日までのいずれか早い時期までに市長に提出してください。なお、4月5日が閉庁日の場合、翌営業日までの提出とします。その際、当該補助金に余剰金が生じた場合には、速やかに返還してください。
- (4) 市長は、必要があると認めたときは、補助金の執行状況等について必要な書類、帳簿等を調査し、又は報告を求めることがあります。
- (5) その他、この補助金の執行にあたっては、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業交付要綱の規定を遵守してください。

6 不交付の理由

年度

横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 実績報告書

横浜市 長

年 月 日

住 所 (法人にあつては事 務所の所在地)	郵便番号		—	
団 体 名				
氏 名 (法人にあつては代 表者職・氏名)	(ふりがな)			
職 位				
連絡責任者 氏 名	(ふりがな)			電話番号

横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業の実施成果について、次のとおり申請します。

## 1 申請事業名

--

## 2 執行額

\_\_\_\_\_ (第7号様式の(E)の金額)

円



### 3 事業実施内容

※内容、参加人数（当事者・家族・その他）、回数、実施期間、開催日程などの事業概要や規模、成果がわかるよう、具体的に記載してください。

### 4 添付資料

- (1) 収支決算書（第7号様式）
- (2) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (3) 備品台帳の写し（※備品購入費を申請する場合のみ）

年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

【申請事業名】

--

【収入の部】（当該補助金を含む）

科目	金額	備考（内訳）
補助金		横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業補助金
補助金・基金		
参加費		
寄付金		
その他（自主財源）		
収入合計（A）		

【支出の部】

経費	経費区分	支出額	積算内訳			備考
			支出内容	単価	単位	
補助対象				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
				円		
	小計（B）					

補助対象外			円	
			円	
	小計		円	
	支出合計			

補助申請対象金額 (B) ÷ 2	(C)	円
---------------------	-----	---

交付決定額 (第5号様式)	(D)	円
------------------	-----	---

収益がある場合（マイナスの場合は0とする）

(C)(D)のうち 金額の小さい方	円
----------------------	---

—

収益 (G)	円
--------	---

=

補助金執行額 (E) (千円未満切り捨て)	円
--------------------------	---

※収益 (G) は、補助金予定額【(C)(D)のうち金額の小さい方（千円未満切り捨て）】と事業の収入（補助金・その他を除く）の合計から、支出合計(F)を差し引いた金額。

整理番号 ( )

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

印

年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 確定通知書

年 月 日 に実績報告のありました横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業について、横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業交付要綱に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

1 申請事業名

[Empty box for application name]

2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

年度 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 請求書

申請事業名

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業として、上記のとおり請求します。

年 月 日

住所（法人にあたっては事務所の所在地）

〒 \_\_\_\_\_

団体名

氏名（法人にあたっては代表者職・氏名）

職位 ( ) \_\_\_\_\_ ⑩

(請求先)

横浜市 長

振 込 先	銀行名・支店名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座種別	普通
	口座番号	
(ある場合) 指定者コード		

※口座名義人と、団体・代表者が違う場合、補助金の受領について、次の者に委任します。

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

受任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

※請求委任や受領委任を行わない場合は請求書の押印を省略できます。

消費税仕入控除税額報告書

年        月        日

横浜市 長

住所 (法人にあつては事務所の所在地)	郵便番号	—	
団体名			
氏名 (法人にあつては代表者職・氏名)	(ふりがな)		
職位			
連絡責任者氏名	(ふりがな)	電話番号	

年    月    日 付けで交付決定（第5号様式第10条）を受けた            年度 横浜市  
 依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業に係る消費税仕入れ控除額について、横浜市依存症関連  
 問題に取り組む民間団体活動支援事業交付要綱第18条の規定に基づき、下記の通り報告します。

1 申請事業名

2 横浜市依存症関連問題に取り組む民間団体活動支援事業 補助金交付要綱 第15条の規定による交付金の確定額（第8号様式第15条）

\_\_\_\_\_ 円

3 消費税の申告の有無（「有・無」のどちらかを選択）

（3で「無」を選択した場合は以下不要） \_\_\_\_\_

4 仕入控除税額の計算方法（「一般課税・簡易課税」のどちらかを選択）

（4で「簡易課税」を選択した場合は以下不要） \_\_\_\_\_

5 補助金確定時に減額した消費税仕入控除税額

円

6 消費税の申告により確定した当該補助金に係る消費税仕入控除税額

円

7 補助金返還相当額（6から5の額を差し引いた額）

円

(注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
 2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。